

◎新潟県告示第441号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成28年4月1日

新潟県新潟地域振興局長

- 1 指定道路の種類
第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路
- 2 指定の年月日
平成28年3月23日
- 3 指定道路の位置等

位 置	幅員（メートル）	延長（メートル）
五泉市郷屋川2丁目164番1の内、 164番2の内	5.00	49.50